

五 方 法 決 定 の	四 募 入 決 定 の	三 用 替 項 及 の	二 振 条 及 び の		一 發 行 方 法	平 件 等 行 適	省 成 等 二 十	○ 財 債 務 省 告 發 行 示 第
					名 稱 及 び 記	成 二 十 次 四 の 年 と 七 年		
					令 國 省 告 發 行 示 第			

百六十一号
関する省令（昭和五十七年大蔵
五条第十一項の規定に基づき、
九日に発行した利付国債の發行
り告示する。
月九日 財務大臣 安住淳
さ各札じる利振の以律（平成十三年法律第七十五号）
い申に。数利回替適下社債、株式等の振替に関する法
も込よを値回り機用「振替法」という。
のみる競をり格関を振替法」という。
かの発争いに差は受けるも、わおがにすしの規
らう行にう応（日本銀行の号としの規
そち付。募第次し十銀も、われい加規る、の規
の利回て号た七行のとれい加規る、の規
応回行に者号としの規
募額格わおがにすしの規
を差れい加規る、の規
順の順の規
次の順の規
次小入同すすの規

十	十	九	八	七	六
三	二	一			
経	利	発	振	額	最
過		発	替	低	払
利		行	額	込	發
子	率	行	単	面	行
		価	位	金	金
		格	位	額	額
		目			

二十九十八

十
七

十四

払者入払元利象各準入償償
込札場利回國發と札還還
期參所金り債行すの金期
日加支の対る基額限

利子

(別表)

名称及び記号											
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	利
第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	第三付	回第二付	回第二付	第二付	第二付
二十国	二十国	二十国	十国	十国	十国	十国	十国	百十国	百十国	百十国	百十国
十年庫	十年庫	十年庫	九年庫	八年庫	七年庫	四年庫	二年庫	三年庫	三年庫	二年庫	二年庫
二債	一債	回債	回債	回債	回債	回債	回債	十債	十債	回債	回債
回券	回券	券	券	券	券	券	券	三券	二券	券	券
二	二	二	二	二	二	二	二	一	一	二	利
·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	·	率
五	三	五	三	三	四	四	一	八	七	四	(年)
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	
日年平	十年平	日年平	日年平	日年平	十年平	日年平	日年平	十年平	十年平	六平	償還期限
三成	日十成	九成	六成	三成	日十成	三成	九成	日十成	日十成	月成	
月四	二四	月四	月四	月四	二四	月四	月四	二四	二四	二四	
二十	月十	二十	二十	二十	月十	二十	二十	月十	月十	月十	
十八	二七	十七	十七	十七	二六	二六	二十五	二三	二三	十	
日年平	二七	一億円	七億円	三億円	三億円	三億円	三億円	三億円	三億円	三億円	三億円
億三	五	二十	四十	九	百六	百五	五億	十八	七百	二百	発額
円百	十一	億	十七	十三	十三	十九	円	億	十	七十	面行金額
四十八	八	円	億円	億円	億円	億円	円	億円	三	十八	額

利 第三付 三十国 十年庫 一 [~] 債 回券)	利 第三付 三十国 十年庫 八 [~] 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 七 [~] 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 六 [~] 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 五 [~] 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 三 [~] 債 回券)	利 第三付 二十国 十年庫 二 [~] ・ 三 五 % 年平 九成 月五 二十 十一
二 ・ 二 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %	二 ・ 五 %	二 ・ 四 %	二 ・ 三 %	二 ・ 五 %
日年平 九成 月五 二十 十一	日年平 三成 月五 二十 十一	三平 月成 二五 十 日年	日年平 九成 月四 二十 十九	日年平 三成 月四 二十 十九	十年平 日十成 二四 月十 二八	日年平 六成 月四 二十 十八
四 十 一 億 円	六 十四 億 円	億二 円百 五 十三	五十 億 円	億三 円百 九 十三	三 十 億 円	円百 六 十 八 億